

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】令和6年4月22日(2024.4.22)

【公開番号】特開2024-1182(P2024-1182A)

【公開日】令和6年1月9日(2024.1.9)

【年通号数】公開公報(特許)2024-003

【出願番号】特願2023-173828(P2023-173828)

【国際特許分類】

C 08 L 23/04 (2006.01)

10

【F I】

C 08 L 23/04

【手続補正書】

【提出日】令和6年4月11日(2024.4.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

下記式(1)～式(3)を同時に満たすエチレン系樹脂組成物であって、

$H_t = 0.0133 \times e^{0.0350 \times t}$  式(1)

$H_t = 0.0025 \times e^{0.0450 \times t}$  式(2)

(ただし、式(1)において右辺の計算値が1超となる場合は1であるとみなす)

$110 \quad t \quad 130$  式(3)

(式(1)～式(3)中、

$t$  は、温度( )を示し、

$H_t$  は、示差走査型熱量計(DSC)の吸熱ピークの測定方法により該樹脂組成物の吸熱曲線を測定し、融解熱量総量  $H_m$  と融解開始温度  $t_0$  から  $t$  までの融解熱量の総量  $h_t$  を求め、次式(4)

$H_t = h_t / H_m$  式(4)

により算出される、温度  $t$  における該樹脂組成物の融解成分量である。)

密度  $895 \text{ kg/m}^3$  以上、かつ  $920 \text{ kg/m}^3$  未満の直鎖状低密度ポリエチレン(LLDPE)1～90質量部と、密度  $920 \text{ kg/m}^3$  以上、かつ  $948 \text{ kg/m}^3$  以下  
の直鎖状低密度ポリエチレン(LLDPE)1～90質量部と高密度ポリエチレン(HDPE)1～50質量部(3種併せて100質量部)との組み合わせである、エチレン系樹脂組成物。

【請求項2】

下記要件(a)～(c)を満たす、請求項1に記載のエチレン系樹脂組成物；

(a) JIS K 7112に準拠して測定した密度が  $900 \text{ kg/m}^3$  以上、 $980 \text{ kg/m}^3$  以下、

(b) JIS K 7210に準拠して、 $190 \text{ g}$ 、 $2.16 \text{ kg}$  荷重で測定したメルトフローレート(MFR)が  $0.01 \text{ g/10分}$  以上、 $50 \text{ g/10分}$  以下、

(c) 示差走査型熱量計(DSC)における吸熱曲線の最大ピーク温度(Tm)が  $116 \text{ }^\circ\text{C}$  以上。

【請求項3】

請求項1または2に記載のエチレン系樹脂組成物からなる容器。

【請求項4】

40

50

116 で 26 分間、高温滅菌処理をした後、日本薬局方第十六改正の透明性試験第1法に記載される紫外可視吸光度測定法による波長 450 nm の透過率が 55 % 以上を満たす、請求項 3 に記載の容器。

【請求項 5】

胴部の平均厚みが 0.01 ~ 1.0 mm である、請求項 3 または 4 に記載の容器。

【請求項 6】

単層構成である、請求項 3 ~ 5 のいずれか 1 項に記載の容器。

【請求項 7】

医療用途または食品用途である、請求項 3 ~ 6 のいずれか 1 項に記載の容器。

【請求項 8】

輸液用容器である、請求項 3 ~ 7 のいずれか 1 項に記載の容器。

10

20

30

40

50